

# 京都市交通局企画提案方式事業者選定取扱要領

管理者決定 平成22年9月1日  
一部改正 平成26年1月24日、令和3年3月31日、  
令和4年3月18日、令和6年3月8日

## (目的)

第1条 この要領は、京都市交通局（以下「当局」という。）が発注する業務のうち、価格のみによる競争ではその目的及び内容にふさわしい受注者を選定することができないと判断されるものについて、企画提案方式により優先的に契約交渉をする相手方（以下「交渉相手」という。）を選定する場合の基本的な事項を定めるものである。

## (企画提案方式の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 企画提案方式

当局が、その履行に当たって専門的な能力を要する業務を発注する場合に、受注しようとする者から当該業務の実施方法等についての提案を受け、主として価格以外の要素における競争によって交渉相手を選定する手法をいう。

### (2) 公募型企画提案方式

企画提案方式のうち、当局が業務概要、参加資格及び交渉相手の選定方法等を定めた募集要項（以下「募集要項」という。）を公告し、申込みのあった者のうち参加資格を有する者から当該業務に係る企画、実施方針及び体制等に関する提案（以下「提案書」という。）を求める方式をいう。

### (3) 指名型企画提案方式

企画提案方式のうち、当局が履行能力を有する複数の提案者を指名し、募集要項を提示して、その者（原則として3以上の者）から提案書を求める方式をいう。ただし、第4条に規定する企画提案運用会議において、公募型企画提案方式によることができないやむを得ない理由があると認められた場合に限る。

### (4) 審査及び評価方法

原則として、提案の内容及び当該類似業務における過去の実績のみをもって当該提案者を審査及び評価する。ただし、募集要項に第15条第2項に規定するプレゼンテーション等を求めることを定めている場合は、プレゼンテーション等の結果を踏まえ審査及び評価する。この場合において、プレゼンテーション等を辞退する者は、当該企画提案への参加を辞退したものとして扱う。

## (対象業務)

第3条 企画提案方式により交渉相手を選定することができる業務（以下「対象業務」という。）は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定する「そ

の性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当し、京都市交通局物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの表中2（4）及び京都市交通局工事の請負に係る随意契約ガイドラインの表中2（2）に定める「契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素(契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等)における競争によって契約の相手方を選定する必要があるもの」とする。ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 経費の支出を伴わないもの
- (2) 価格以外の条件を入札参加資格として設定し、条件を満たす者の中から最も低い見積価格を提示した者を交渉相手を選定することができるもの
- (3) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「政令」という。）の適用を受けるもの（ただし、同政令第11条第1項第6号に該当する場合を除く。）。したがって、製造の請負において、事業者の企画等を交渉相手決定の要素とする場合は、総合評価一般競争入札（予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方法）を実施すること。）

（企画提案運用会議）

第4条 企画提案方式により交渉相手を選定しようとするときは、企画提案運用会議（以下「運用会議」という。）を開催するものとする。

2 運用会議における審議を必要とする対象業務と審議事項は、次のとおり。

(1) 審議を必要とする対象業務 予定価格が50万円を超えるもの。ただし、議長が必要と認める場合はこの限りではない。

(2) 審議事項

ア 企画提案方式を採用することの妥当性及び採用する場合の公募型又は指名型の別

イ 募集要項に定める参加資格及びスケジュールの妥当性

ウ 学識経験者等の外部有識者（以下「有識者」という。）からの意見聴取の要否及び意見聴取の方法。ただし、意見聴取の要否にあつては、対象業務の予定価格が300万円を超え、8,000万円未満の場合に限る。

3 運用会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。ただし、企画総務部長が当該事業を所管する部長となる場合、交通局次長を議長とする。

(1) 議長 企画総務部長

(2) 委員 契約担当課長、その他関係職員

4 運用会議の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 運用会議の庶務は、契約担当課において行う。

（書面による議事）

第4条の2 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合、案件の概要を記載した書面（以下「審議書類」という。）を委員に配付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって運用会議の議決に代えることができる。

- (1) 緊急その他の事由により会議を開催することができない場合
- (2) 過去に審議済みの案件で、再度、同一内容（対象となる事業等の趣旨・目的が同一であることをいい、必ずしも調達する物品及び役務並びに予定価格が全く同一である必要はない。）で企画提案方式により交渉相手を選定する場合。この場合において、庶務は前回の議事録等を添えて審議書類を配布するものとする。
- (3) 前2号に定める場合のほか、書面による議事を行う合理的な理由があると議長が認める場合

2 前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、議長は書面による審議において疑義等が生じた場合は運用会議を開催することができる。

（企画提案運用会議部会）

第5条 対象業務の予定価格が300万円以下の案件については、企画提案運用会議部会（以下「部会」という。）により第4条第2項に掲げる事項を審議するものとする。ただし、契約担当課長が当該業務を所管する課長（以下「所管課長」という。）となる場合、企画総務部長を部会長とする。

2 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部会長 契約担当課長
- (2) 委員 契約係長、その他関係職員

3 部会においては、第4条第4項及び第5項並びに前条の規定を準用する。この場合において、同条中「議長」とあるのは「部会長」に読み替える。

（審議依頼）

第6条 所管課長は、企画提案方式を採用しようとする場合には、第11条に規定する募集をウェブページに掲載する日から数えて概ね30開庁日前までに企画提案方式採用審議依頼書（第1号様式）を契約担当課長に提出しなければならない。

（事業者選定会議）

第7条 所管課長は、交渉相手の選定に当たって事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を開催する。

- (1) 選定会議は、3名以上の局職員により開催するものとする。
- (2) 議長（以下「会議長」という。）は、出席者の互選により定める。
- (3) 選定会議の議事は、出席者の半数以上で決し、可否同数のときは、会議長の決すところによる。
- (4) 選定会議の庶務は、当該業務の所管課において行う。

2 選定会議において審議する事項は次の各号に定めるとおりとする。ただし、第1項について、業務所管課内における検討をもって選定会議の開催に代えることができる

と所管課長が判断する場合はこの限りではない。

(1) 募集要項及び評価基準

ア 仕様書には、社会的課題の解決に資する取組の推進を図るため、契約の内容に応じ、適正な競争性の確保等に支障がないと考えられる範囲で、その取組に関する事項を明記すること。（SDGsに資する取組として、KES等の認証若しくは障害者法定雇用率の達成を企画提案応募の条件とすることなど）

イ 予算上限額を示すこと。

ウ 上記アの項目を加点点評価とすること。

エ 費用対効果の観点から、価格に関する評価項目を設定すること。

オ 契約することができる最低制限の評価点等を設定すること。

カ 専門性が高く競争性の確保が見込めない等の特別な事情がある場合を除き、市内中小企業であることを参加資格の要件として定めるよう努めること。

(2) 提案書

ア 原則として、複数の候補者からの提案書を比較する。ただし、公募型企画提案方式に参加する者が一者のみであった場合はこの限りではない。

イ 対象業務について、最低制限の評価点など一定の基準を設定すること。

ウ 審査は、参加した者の評価点の合計だけで結論を出すのではなく、各参加者の評価点の理由等を確認し、選定会議の総意として審査結果を導くものとする。

(有識者への意見聴取)

第8条 所管課長は、対象業務が次のいずれかに該当する場合、第4条第2項第2号ウについて、各号に定める人数の有識者（ただし、当該案件の利害関係者を除く。）から意見を聴取するものとする。

(1) 予定価格が300万円を超え、8,000万円未満の場合 1名以上（ただし、運用会議において不要と判断した場合を除く。）

(2) 予定価格が8,000万円以上の場合 2名以上

(3) (2)の場合において、交渉相手を決定する際の意見聴取の要否を確認し、必要であるとの意見が述べられている場合 2名以上（ただし、(2)と同一人物である必要はない。）

2 前項に関わらず予定価格が300万円以下の場合に、有識者から意見を聴取することを妨げない。

3 合議体における委員として有識者に意見を聴取する場合は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例条例又は京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則規則に基づき当該合議体を附属機関として設置すること。この場合、第1項及び第2項の手続きを要しない。

(公募)

第9条 所管課長は、募集する旨の通知（公告）を局のウェブページに掲載するとともに業務所管課の窓口にて閲覧に供するものとする。

- 2 掲載及び閲覧期間は、参加申込み受付け終了の日以前14日間以上とし、必要に応じて報道発表を行うこと。
- 3 公募に当たっては、以下の事項をあらかじめ明示すること。
  - ア 複数の事業者で構成される共同事業体の参加を認める場合にあってはその旨
  - イ 業務内容に応じ設定した評価項目
  - ウ 交渉相手を選定した後に、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他、交渉相手を選定した理由が分かる情報を公表すること。
  - エ 企画提案の対象となる案件が京都市公契約基本条例第12条第1項に規定する別に定める公契約に該当する場合にあっては、同項に規定する労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要なこと。

#### (参加資格)

第10条 企画提案方式への参加者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 当局の競争入札参加有資格者（有資格者でない場合であっても、京都市交通局競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該企画提案方式においては競争入札参加有資格者とみなす。）であること及び公告期日時点において入札参加停止期間中でないこと。ただし、京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱（以下「参加停止取扱要綱」という。）第9条ただし書に該当する場合で、運用会議が認める場合を除く。
  - (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
  - (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- 2 当該業務の参加資格を有する者が、契約締結日までの間に前項の参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。ただし、前項第1号ただし書に該当し、運用会議が認める場合は除く。

#### (事業説明会)

第11条 所管課長は、必要に応じ事業説明会を開催することができる。

#### (参加申請)

第12条 企画提案に参加しようとする者は、企画提案参加申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、所管課長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
- (2) 納税証明書
  - ア 国税（所得税又は法人税、消費税）
  - イ 市税（市民税、固定資産税）
- (3) 水道料金・下水道使用料納付証明書
- (4) その他必要な書類

- 2 京都市外に本社を有する者については、前項第2号のイ及び第3号の提出は要しない。
- 3 競争入札参加有資格者については、第1項第1号から第3号までの提出を省略することができる。

(参加資格の審査及び参加者への通知)

第13条 所管課長は、第10条に規定する参加資格の有無を審査し、審査結果について、適否に関わらず参加申請した全ての者に対し参加資格確認通知書（第3号様式）により通知する。

- 2 参加資格を有しない者に対しての通知については、その理由を付すものとする。
- 3 参加者が全て競争入札参加有資格者であり、参加資格要件の審査が必要ない場合は、参加資格要件の審査及び参加者への通知を省略することができるものとする。

(企画提案書の提出)

第14条 所管課長は、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

- 2 企画提案書の提出は、第12条の参加申請と同時に提出させることができる。その場合は、企画提案を審議する前に、前条に準じ、資格審査を実施する。

(交渉相手の選定)

第15条 選定会議は、提出された企画提案書について、有識者の意見も踏まえ、評価基準に基づき審査及び評価を行い、当該業務の受注者として最も適すると認められる者を交渉相手に選定する。

- 2 選定会議は、交渉相手の選定に当たり必要がある場合には、参加者全員に対しプレゼンテーション又はヒアリング若しくはその両方を行うことができる。

(結果の通知)

第16条 所管課長は、前条の結果について、選定の対象となった全ての者に対し、選定結果通知書（第4号様式）により通知する。

- 2 前項の通知には、各々選定された理由又は選定されなかった理由を付すものとする。

(結果の公表)

第17条 所管課長は、交渉相手の選定結果、参加事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報について、局のウェブページに掲載する。

(交渉相手の失格と繰上げ)

第18条 交渉相手が、第10条第3項の規定により失格となった場合は、審査結果の評価順位が次点の者を交渉相手とする。

(契約の締結等)

第19条 所管課長は、当該業務の交渉相手が確定し、仕様内容の細部の協議が整った時点で速やかに契約を締結する。

- 2 年度ごとに競争入札により受注者を選定することが可能な案件であっても、公共交通利用者の利便性及び経済性の両観点から継続的に同一の事業者と契約を締結することが適当な案件については、契約締結の日から数えて5年後の契約締結の日の前日までの間に限り事業者選定の手続きを省略して随意契約を締結することができるものとする。
- 3 前項にかかわらず、年度をまたいで履行を求めなければならない（単年度で完結しない）業務にあつては、債務負担行為を設定のうえ契約を締結すること。

附 則（平成22年9月1日決定）  
（施行期日）

- 1 この要領は、決定の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 施行日までに、企画提案方式を採用している業務等については、第4条第6項に定める企画提案方式によることを了承されている業務等とみなし、運用委員会の開催を省略することができる。

附 則（平成26年1月24日決定）  
（施行期日）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決定）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日決定）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（令和6年3月8日決定）  
（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 施行日までに、改正前要綱に基づき事業者を選定している場合は、なお従前の例によることができる。

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

企画総務課長

業務所管課長  
(担当 )

企画提案方式採用審議依頼書

件名	
概要	
予定価格	
納期	
企画提案方式の採用を依頼する理由	
選定会議の委員及び学識経験者等（予定）	
参加資格	
評価基準	
その他	

第2号様式（第13条関係）

企画提案参加申請書

令和 年 月 日

京都市公営企業管理者交通局長 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者の職・氏名

京都市交通局が募集する下記業務にかかる企画提案に参加したいので、資格審査等に  
必要な資料を添えて申請します。

なお、申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 事業名

2 添付資料

- ①登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
- ②納税証明書（（国税）所得税又は法人税、消費税）
- ③納税証明書（（市税）市民税、固定資産税）
- ④水道料金・下水道使用料納付証明書
- ⑤その他必要な書類

- （
- ⑥企画提案書（参加申請書と同時に提出することが条件の場合のみ）
- ）

3 連絡先

担 当 部 署	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

第3号様式（第13条関係）

参加資格確認通知書

令和 年 月 日

（会社名及び代表者）

京都市公営企業管理者交通局長  
（担当 部 課）

先に申請のありました下記の業務等に係る企画提案参加資格を確認しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 件 名

2 企画提案参加資格の有無 有 ・ 無

3 参加資格がないと認めた理由

※ 参加資格があると通知された方は、

- 令和 年 月 日（ ）に事業説明会を開催します。
- 令和 年 月 日（ ）までに企画提案書をご提出ください。
- 令和 年 月 日（ ）に次のとおり実施します。  
（ プレゼンテーション ・ ヒアリング ・ 両方 ）
- 令和 年 月 日（ ）に事業者を決定する予定です。詳細は別途連絡します。

第4号様式（第17条関係）

選定結果通知書

令和 年 月 日

（会社名及び代表者）

京都市公営企業管理者交通局長  
（担当 部 課）

企画提案に参加いただいた下記の業務等に係る受注者の選定結果について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 件 名

2 選定結果 選定 ・ 非選定

3 選定・非選定の理由